

# 境港市みんなでまちづくり条例

平成19年7月1日 施行

市民ひとりひとりのまちづくりへの関心や  
状況に応じた等身大の参加を尊重します



市の木「くろまつ」



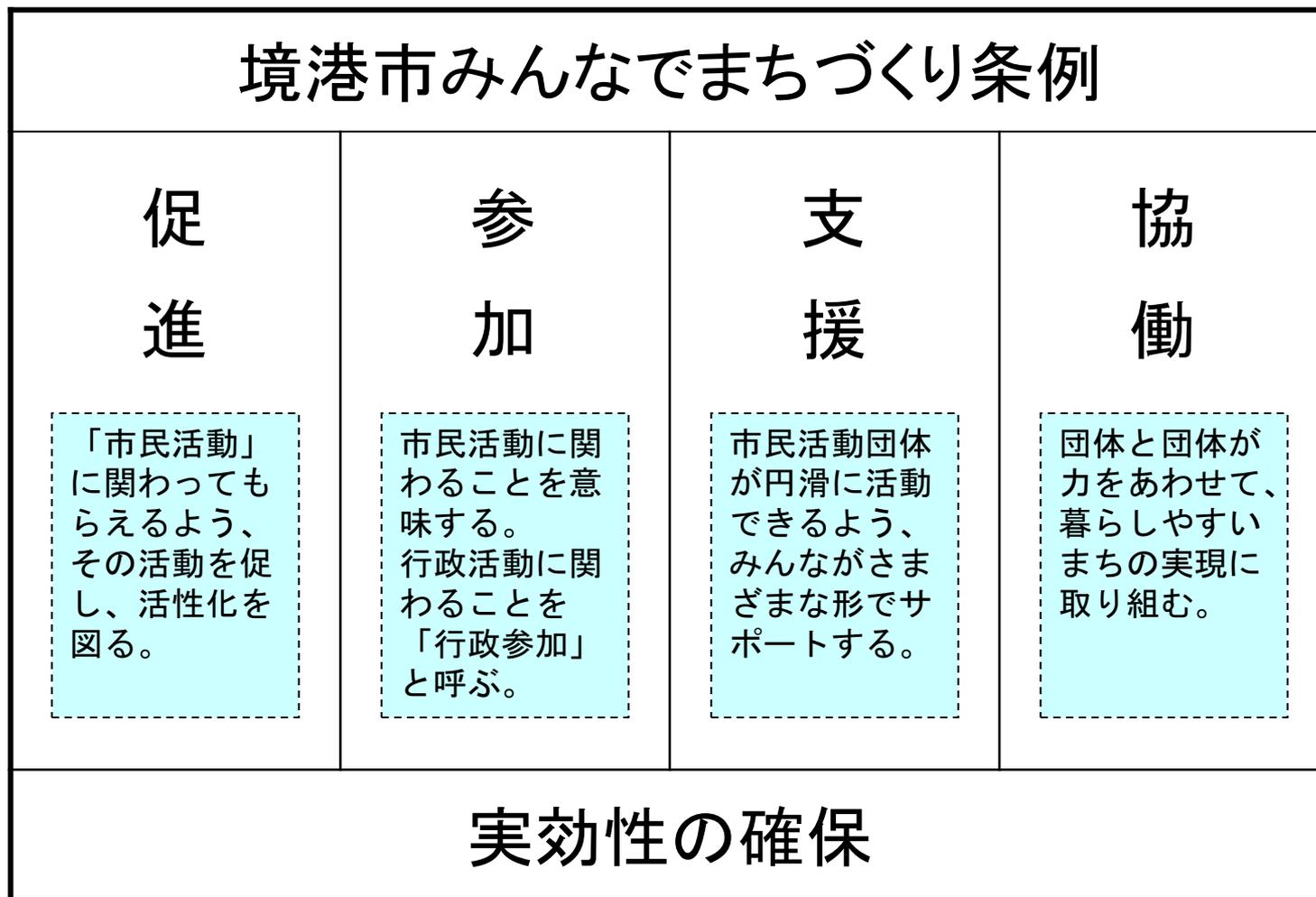
市の花「きく」

# ～境港市みんなでまちづくり条例ができるまで～

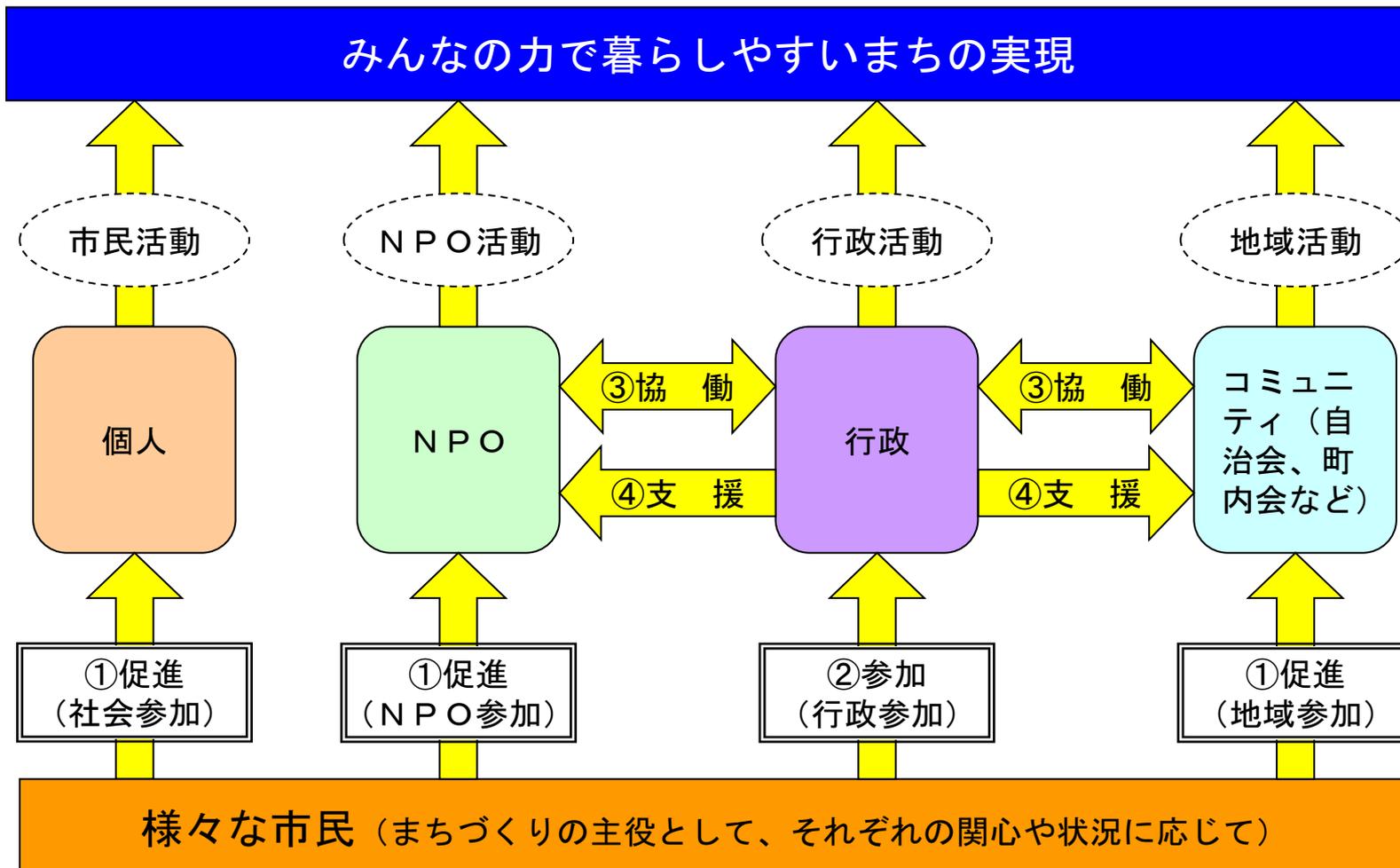
平成16年12月	境港市協働のまちづくり推進懇話会（市民委員12人）が発足 （～平成18年12月までに懇話会12回、自主研究会12回開催）
平成18年6、10、11月	条例出前説明会の開催（3団体）
平成18年9月	市報9月号で条例素案の骨子を掲載し、懇話会が意見等を募集
平成19年1月22日	境港市みんなでまちづくり条例の素案を市長に報告
平成19年2月	市報2月号で素案概要を掲載、ホームページ、公民館などで全文を閲覧可能とし、市民の意見などを募集
平成19年2月～3月	市役所内部（各部署、法制担当課）で意見募集、調整、協議
平成19年4月	市報4月号で市の条例原案を掲載し、市民の意見などを募集
平成19年5月	市法令審査会での審査後、条例の市最終案を決定
平成19年6月	6月定例会市議会で条例案を上程
平成19年6月25日	議会議決
平成19年7月1日	条例施行

この条例の構成は、下記図表のとおり、主に4つの柱を中心に8章、計24条からなる条文の構成となっています。

◆条例の構成図 ～促進・参加・支援・協働～



◆概念図



## 「みんな」の役割または責務（第4、5条）



### ①市民の役割

- まちづくりの主役です。
- それぞれの関心や状況に応じて、自主的に市民活動や行政活動へ参加します。

### ②市民活動団体の役割

- 公益的な活動を行う団体として、常に公益を意識します。
- 団体の実情に応じて、広く市民からの関心や参加を得られるよう努めます。

### ③事業者の役割

- 企業などは、実情に応じて、市民活動団体との協働や社会貢献活動に努めます。
- 実情に応じて、就業者の市民活動への参加促進などの環境整備に努めます。

### ④市の責務

- 市の持つ情報を市民に積極的に公表、情報を共有します。
- 行財政改革に継続的に取り組みます。
- 条例の市職員への十分な理解と意識の高揚を図ります。
- 条例を積極的に推進します。（促進、参加、支援および協働に関する施策の展開）

## 行政活動への参加（第7～12条）



### 【行政参加の対象となるもの】

- ①市の計画（総合計画など）を策定・変更するとき
- ②条例を制定・改正・廃止するとき〔市政の基本方針、市民の義務や権利を定めるもの〕
- ③市民生活に大きな影響を与える制度を導入・改正・廃止するとき
- ④大規模（2億円を超えるもの）な公共施設の計画などの策定・変更するとき

### 【行政参加の方法】

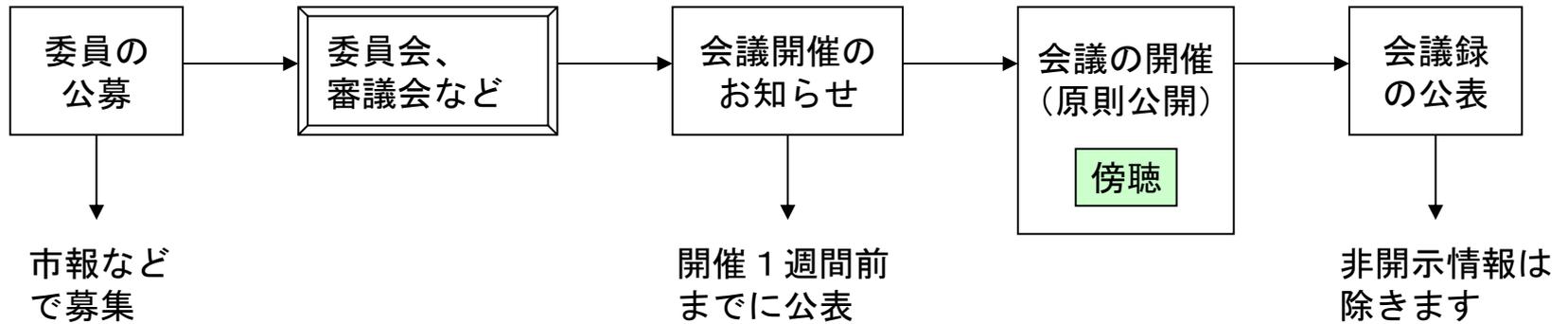
- (Ⅰ) 委員会や審議会などの会議の公開とそれらの委員の公募
- (Ⅱ) パブリックコメント制度
- (Ⅲ) 市民ワークショップ
- (Ⅳ) 政策提案制度
- (Ⅴ) その他適切な方法



※その他適切な方法とは、「説明会」、「公聴会」、「アンケート」などの従来手法、広聴制度として実施中の「市民の声提案箱」、「出前座談会」など、それらの活用も図ります。

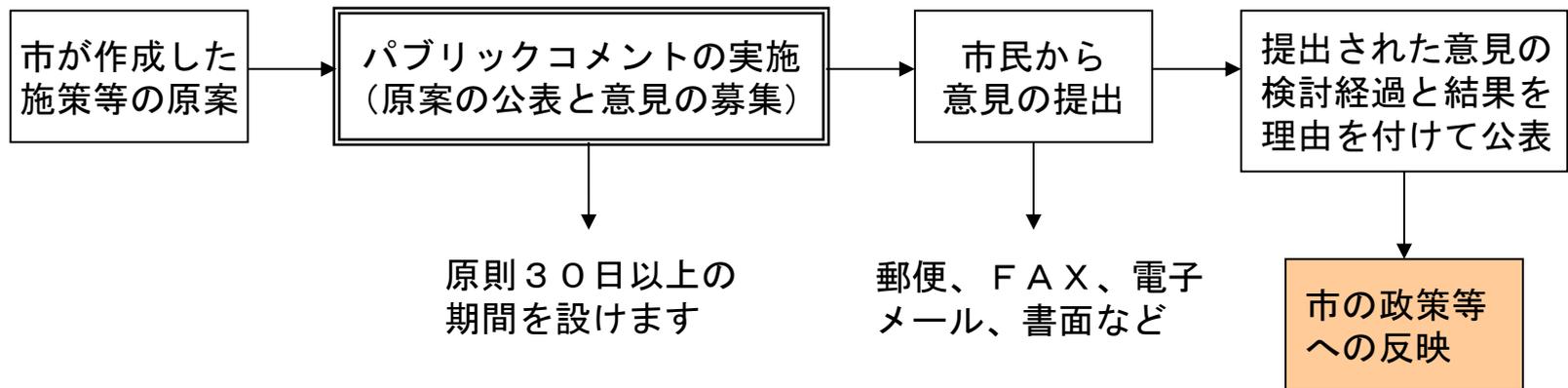
## (I) 審議会などの会議の公開、委員の公募

委員会、審議会などの会議の原則公開、会議録の公表、委員の公募の機会を設けます。



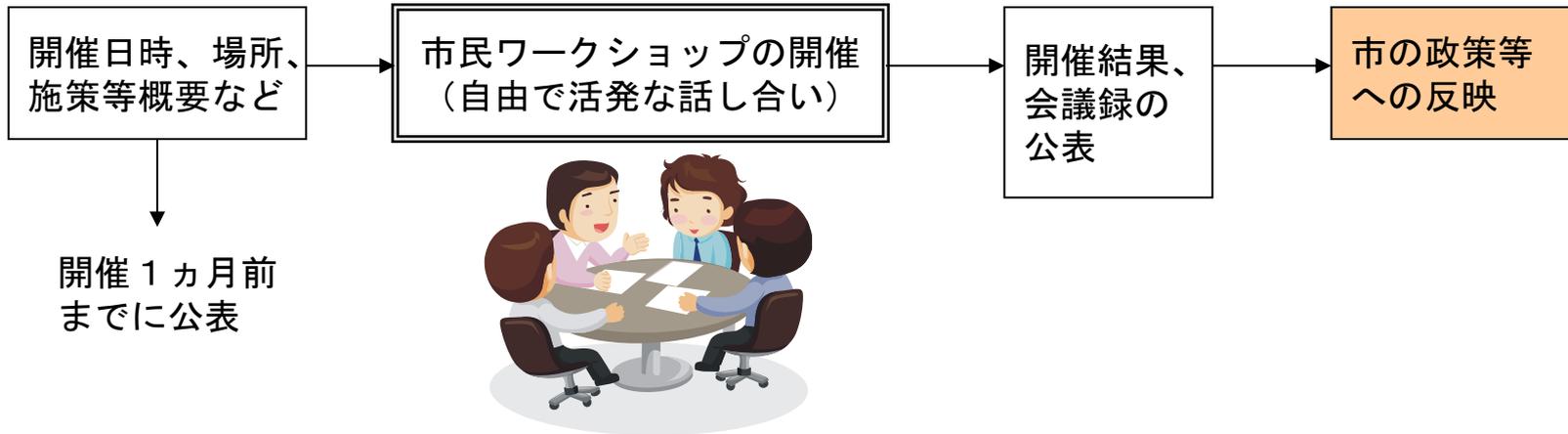
## (II) パブリックコメント制度

市が作成した条例、基本計画および施策など（以下「施策等」といいます。）の原案に対して、直接市民から意見を求める制度



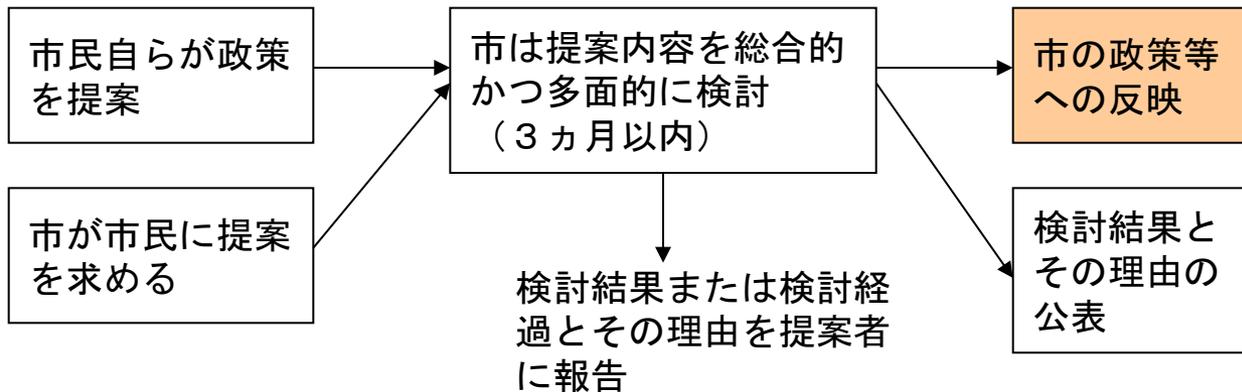
### (Ⅲ) 市民ワークショップ

施策などについて、市民と市または市民相互で対等な立場で自由に話し合い、意見をまとめる方法です。



### (Ⅳ) 政策提案制度

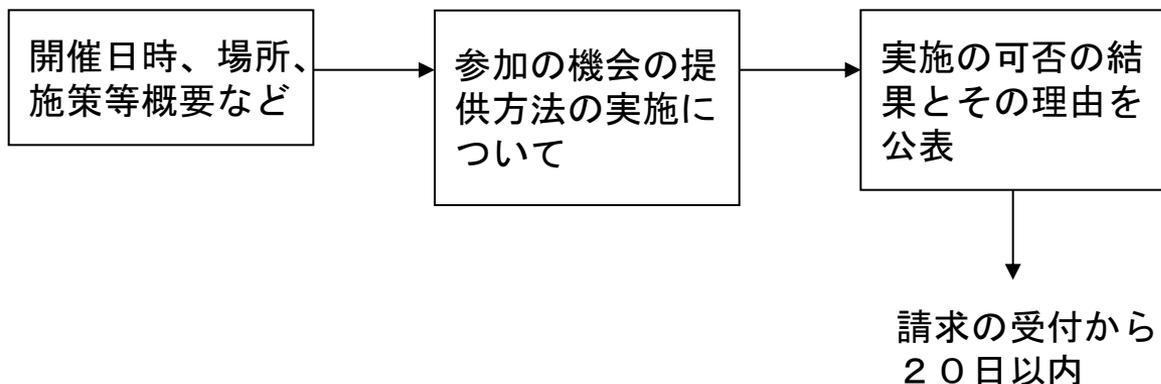
暮らしやすいまちの実現や地域の課題解決などにつながる施策等について、市民からアイデアを受け付ける制度



## 【市民からの請求に基づく参加の機会の提供の取り扱い】

○参加の機会を設けない、と市が判断した施策等について、市民から参加の機会を設けてほしい旨の請求があった場合、その実施を検討します。

○参加の機会の提供の方法について、市民から請求（提案）があった場合、その実施を検討します。



## 【行政参加の結果の取り扱い】

○市は、提出された意見などを総合的かつ多面的に検討し、その反映に努めます。

○検討の経過や結果を市ホームページなどで公表します。（個人情報などは除きます。）

## 【公表の方法】

- ①市役所と公民館にある掲示場
- ②市役所の担当窓口に備え付け、または配布
- ③市報さかいみなど（原則、毎月5日発行）
- ④市ホームページ
- ⑤その他効果的な方法（市内の公共施設での掲示や配布）



## 【日常的な行政参加】

○市民の要望、苦情なども、日常的な行政活動への参加と取り扱います。



## 住民投票（第13条）

○市民生活に重要な影響を及ぼす極めて重要な事項について、投票によって市民の意思を確認し、市政に反映させていく制度です。  
○それぞれの事案に応じて、投票参加資格など、具体的な手続きを条例でその都度定めるものとします。

※極めて重要な事項とは、「原子力発電施設」、「産業廃棄物処理施設」、「米軍基地施設」などの設置の是非や「市町村合併」、「広域的な環境問題」などがあります。

境港市では、平成15年7月20日に米子市を合併対象市町村とする合併協議会設置の賛否を問う住民投票が実施されました。



## 支援（第14～17条）

- お金の支援・・・各種市民活動への助成金、税の減免制度など
- 場所の支援・・・市民活動センターを市民活動・交流拠点として整備
- 情報の支援・・・市民活動団体に有益な情報の提供、相談窓口体制の整備
- ひとの支援・・・市民活動団体の人材育成への支援、市職員の意識改革



## 協働（第18～20条）

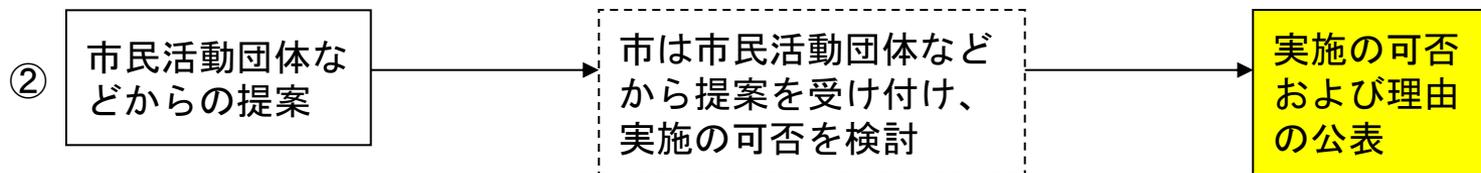
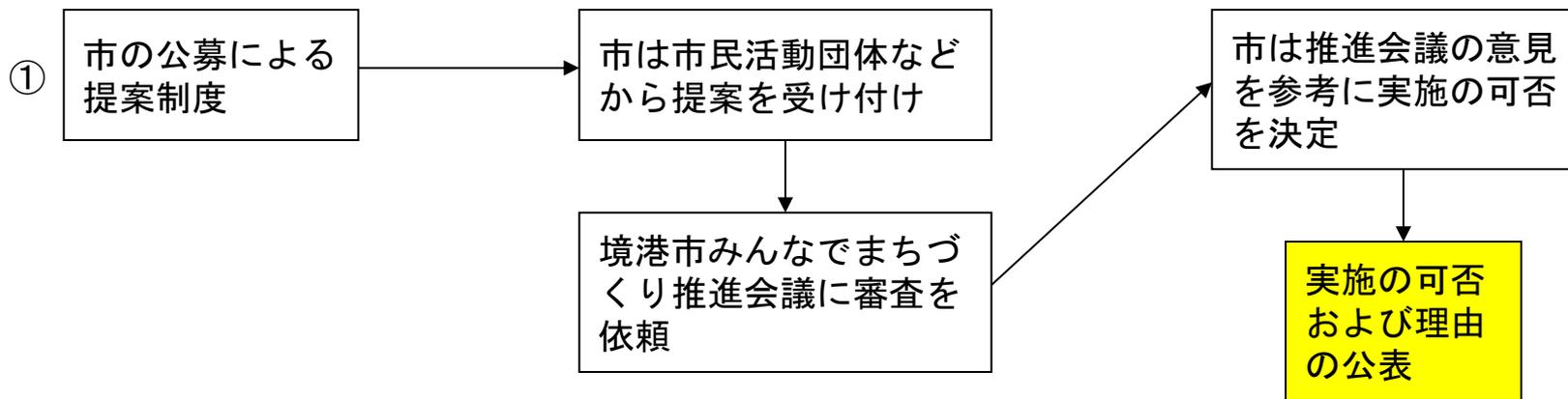
### ○協働の基本原則（市民活動団体と市）

①対等・②責任の明確化・③信頼関係の構築・④十分な対話と合意

○市が政策・施策・事業などを企画もしくは実施する場合に、常に協働の可能性を探り、検討を行うことに努めます。



## ○協働事業の提案制度



## ○みんなでまちづくり推進員の設置

NPOなどの市民活動団体と市との協働を円滑に推進するため、市の各部署に設置

- 推進員の職務・・・
- ①職場内での市民活動団体との協働に関することの普及啓発
  - ②職場における市民活動団体との協働事業の実施の検討
  - ③市民活動団体からの提案や問い合わせなどへの対応



## 実効性の確保（第21～23条）

### ○境港市みんなでまちづくり推進会議の設置

- ・この条例の実効性を確保するために設置する機関
- ・公募の市民、市民活動団体の代表、有識者など12人で構成（任期は2年）

主な役割・・・①「参加と協働のための指針」の作成  
②促進・参加・協働・支援の実施状況の評価  
③協働事業の提案に関する審査と意見提出  
④条例の見直し、改正または廃止に関する提言 など



### ○条例の運用状況の公表

毎年度、促進・参加・協働・支援の実施状況を公表します。

### ○条例の見直し

市長は、社会情勢の変化や促進、参加、協働、支援の状況により、必要に応じて適宜、条例を見直します。

